

海外遠征承認申請

関係規則：(公財)日本サッカー協会 競技会規則第 19 条(海外における競技)

(海外における競技)

第 19 条 加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

■申請方法

1. 海外遠征に出発する日の前々月の25日までに、下記6点の申請書類を(公財)埼玉県サッカー協会へメールにてご提出ください(県協会から日本協会への提出期日が前々月の末日のため)。郵送の必要はございません。
* 期日に遅れた場合は、「遅延理由書」も併せてご提出ください。

【申請書類】

- ① 申請書(申請書内、種別・チーム名・遠征先国名および都市名・期間のご入力をお願いいたします)
 - ② 入力フォーム(指定の項目については全て英文表記にて記載のこと)
 - ③ 参加者名簿
 - ④ 日程 (案)
 - ⑤ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状
 - ⑥ 申請料の振込明細書(コピー可)
- * 遅延理由書(期日に遅れた場合)

! ①申請書はワード、②入力フォーム③参加者名簿はエクセルでご提出ください。
! 遅延理由書の公印省略可

【提出先】

(公財)埼玉県サッカー協会 info@saitamafa.or.jp

2. 申請料 6,100円 は下記口座にチーム名でお振込みください。
(日本協会申請料 5,500円・埼玉県協会申請料 600円)

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 No.4037283
公益財団法人埼玉県サッカー協会

■回答書

1. 海外遠征申請承認は従来の書面による通知に代えて、(公財)日本サッカー協会公式 H.P.に公開される理事会報告へ変更となります。下記よりご確認をお願いいたします。
http://www.jfa.jp/about_jfa/report/executive_committee.html
2. アジアサッカー連盟に通達するフォームが必要な場合は、(公財)日本サッカー協会までお問い合わせください。 TEL:050-2018-1990

■注意事項

1. 承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、(公財)日本サッカー協会基本規則第3条4項により処分の対象となりますのでご注意ください。

(遵守事項及び禁止事項)

第3条4項 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及び FIFA の承認なしに、他国の各国サッカー協会の領域におけるその主催試合及び競技会に参加してはならない。

2. (公財)日本サッカー協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。
3. (公財)日本サッカー協会より要望があった場合、遠征報告書をご提出いただくことがございます。
4. その他ご不明な点は、(公財)埼玉県サッカー協会までお問い合わせください。
TEL:048-834-2002

以上